# 標準貨物自動車運送約款

改正
平成平平成成二十五年十二年十一月十一月二十二日
平成成二十五年十二年十一月十一月二十一日
六年十一月二十一日
国土交通省告示第三百七十五号
国土交通省告示第三百七十四号
四年七月十五日
九年六月一日


第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約（第三条―第十五条）
第一節　通則（第三条―第十条）
第二節　引受け（第十一条）
第三節　貨物引渡し（第十二条）
第四節　運賃、料金及び立替金（第十三条―第十七条）
第五節　指図（第十八条）
第三章　運送事業者の責任（第十九条―第二十六条）
第一節　通則（第十九条）
第二節　運送人の責任（第二十条―第二十三条）
第三節　荷主の責任（第二十四条―第二十六条）
第四章　附帯業務（第二十七条）


## 第一章　総則

### （適用範囲）

**第一条**　当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）については、この約款の定めるところにより運送をします。

2　前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みによることができます。

3　この約款の規定と異なる特約をしたときは、その特約が優先します。

### （運送契約の締結）

**第二条**　当店は、運送の申込みを受けたときは、原則として、運送契約を締結します。

2　当店は、次の各号の一に該当するときは、運送契約の締結を拒絶することがあります。

一　申込者が、この約款による運送契約の申込みをしないとき。

二　申込者が、この約款又は運送契約に関し、当店の職員に対して暴力を用いたとき。

三　申込者が、法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

四　運送の安全の確保に支障があるとき。

五　その他当店の業務上の都合があるとき。

### （運送契約の締結時期）

**第三条**　運送契約は、運送の申込みを受けた順序により、運送を行います。ただし、貨物を運送するのに特別の設備を必要とするとき、その他当該運送の申込みを受けた時点において運送することが困難であるときは、この限りでありません。

2　運送契約は、当店が運送の申込みを承諾したときに、成立するものとします。

### （運送の委託）

**第四条**　荷主は、当店に対し、運送の申込みをするときは、次の事項を明らかにしなければなりません。

一　荷主の氏名又は商号及び住所

二　荷受人の氏名又は商号及び住所

三　貨物の種類及び性質

四　荷受人の事務所又は住所が当店の営業所の存しない地域にあるときは、その旨

五　貨物の個数、容積又は重量

六　貨物の荷造りの方法

七　貨物の引渡しの場所

八　運送の開始又は終了の期日を定めるときは、その期日

九　運賃、料金及び立替金の額又はこれらの計算方法

十　運賃、料金及び立替金の支払の時期及び方法

十一　運賃、料金及び立替金の支払人

十二　貨物について保険契約又は共同海損の分担の利益を有するときは、その旨及びその金額

十三　貨物について代金引換払又は運賃着払の特約をするときは、その旨及びその金額

十四　貨物について運送の中止、運送経路の変更又は荷受人の変更をすることができる特約をするときは、その旨

十五　貨物について運送の途中で一時保管をすることができる特約をするときは、その旨

十六　貨物について荷受人の検査を必要とするときは、その旨

十七　貨物について荷受人の指定する者に貨物を引き渡すべきときは、その旨

十八　貨物について荷受人の指定する者に貨物を引き渡すべきときは、その旨

十九　運送の途中で荷受人を変更するときは、その旨

二十　その他運送に関し必要な事項

2　荷主は、前項の規定により運送の申込みをするときは、同項各号に掲げる事項を明らかにしなければなりません。

### （運送契約の申込みの拒絶）

**第五条**　当店は、荷主が前条第一項の規定による明らかにすべき事項を明らかにしないときは、運送契約の締結を拒絶することがあります。

### （運送契約の締結の強制）

**第六条**　当店は、運送契約の締結を拒絶することについて、正当な理由がないときは、これを拒絶することができません。

### （運送契約の申込みの撤回）

**第七条**　荷主は、当店が運送契約の承諾をするまでは、運送契約の申込みを撤回することができます。

2　荷主は、当店が運送契約の承諾をしたときは、運送契約の申込みを撤回することができません。ただし、当店の承諾前に撤回することについて当店の承諾を得たときは、この限りでありません。

### （運送契約の変更）

**第八条**　荷主は、当店が運送契約の承諾をしたときは、運送契約の変更を当店に申し出ることができます。

2　当店は、前項の申出があったときは、運送契約の変更をすることができます。

3　当店は、前項の規定により運送契約の変更をしたときは、荷主に対し、遅滞なく、その旨を通知します。

### （運送契約の解除）

**第九条**　荷主は、当店が運送契約の承諾をしたときは、当店に対し、運賃、料金及び立替金の全額を支払って、運送契約を解除することができます。

2　当店は、荷主が前項の規定により運送契約を解除したときは、荷主に対し、運賃、料金及び立替金の全額から、既に運送をしたものとした場合の運賃、料金及び立替金の額を差し引いた額を支払います。

### （荷主の責任）

**第十条**　荷主は、当店に対し、運送契約の申込みをしたことにより生じた損害を賠償しなければなりません。ただし、当店の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでありません。

## 第二章　運送契約

### 第一節　通則

### （運送の委託）

**第十一条**　荷主は、当店に対し、貨物の運送を委託するときは、次の事項を明らかにしなければなりません。

一　荷主の氏名又は商号及び住所

二　荷受人の氏名又は商号及び住所

三　貨物の種類及び性質

四　荷受人の事務所又は住所が当店の営業所の存しない地域にあるときは、その旨

五　貨物の個数、容積又は重量

六　貨物の荷造りの方法

七　貨物の引渡しの場所

八　運送の開始又は終了の期日を定めるときは、その期日

九　運賃、料金及び立替金の額又はこれらの計算方法

十　運賃、料金及び立替金の支払の時期及び方法

十一　運賃、料金及び立替金の支払人

十二　貨物について保険契約又は共同海損の分担の利益を有するときは、その旨及びその金額

十三　貨物について代金引換払又は運賃着払の特約をするときは、その旨及びその金額

十四　貨物について運送の中止、運送経路の変更又は荷受人の変更をすることができる特約をするときは、その旨

十五　貨物について運送の途中で一時保管をすることができる特約をするときは、その旨

十六　貨物について荷受人の検査を必要とするときは、その旨

十七　貨物について荷受人の指定する者に貨物を引き渡すべきときは、その旨

十八　貨物について荷受人の指定する者に貨物を引き渡すべきときは、その旨

十九　運送の途中で荷受人を変更するときは、その旨

二十　その他運送に関し必要な事項

2　荷主は、前項の規定により荷受人の氏名又は商号を明らかにしなければならない場合において、荷受人の氏名又は商号を知ることができないときは、その旨を明らかにすれば足ります。

3　荷主は、第一項の規定により運送の委託をするときは、同項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前条第一項の荷造りをした貨物に確実に取り付けなければなりません。

4　荷主は、第一項の規定により運送の委託をするときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を運送人に交付しなければなりません。

5　荷主は、前項の書面を交付しないときは、第一項の規定により運送の委託をしたものとみなします。

### （貨物の種類及び性質の確認）

**第十二条**　当店は、荷主が、貨物の運送の申込みをしたときは、その貨物の種類及び性質を明らかにするため、荷主に対し、前条第一項の規定により明らかにすべき事項について、説明を求めることができます。

2　荷主が、前項の規定による説明をしないときは、当店は、その貨物の運送を拒絶することがあります。

### （貨物の引渡しの拒絶）

**第十三条**　当店は、貨物が、その種類又は性質により、運送に適しないものであるときは、荷主に対し、その引渡しを拒絶することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しを拒絶したときは、荷主に対し、その旨を通知します。

### （危険品についての特則）

**第十四条**　荷主は、爆発物、発火性物質その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物の運送をするときは、あらかじめ、当店に対し、その旨を明示しなければなりません。

2　荷主は、前項の規定により明示しないで運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

3　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

4　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

5　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

6　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

7　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

8　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

9　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

10　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

11　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

12　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

13　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

14　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

15　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

16　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

17　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

18　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

19　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

20　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

21　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

22　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

23　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

24　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

25　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

26　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

27　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

28　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

29　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

30　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

31　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

32　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

33　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

34　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

35　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

36　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

37　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

38　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

39　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

40　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

41　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

42　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

43　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

44　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

45　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

46　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

47　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

48　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

49　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

50　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

51　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

52　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

53　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

54　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

55　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

56　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

57　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

58　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

59　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

60　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

61　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

62　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

63　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

64　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

65　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

66　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

67　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

68　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

69　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

70　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

71　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

72　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

73　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

74　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

75　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

76　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

77　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

78　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

79　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

80　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

81　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

82　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

83　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

84　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

85　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

86　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

87　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

88　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

89　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

90　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

91　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

92　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

93　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

94　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

95　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

96　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

97　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

98　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

99　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

100　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

101　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

102　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

103　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

104　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

105　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

106　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

107　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

108　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

109　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

110　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

111　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

112　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

113　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

114　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

115　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

116　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

117　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

118　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

119　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

120　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

121　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

122　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

123　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

124　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

125　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

126　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

127　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

128　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

129　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

130　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

131　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

132　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

133　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

134　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

135　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

136　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

137　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

138　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

139　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

140　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

141　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

142　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

143　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

144　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

145　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

146　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

147　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

148　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

149　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

150　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

151　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

152　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

153　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

154　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

155　荷主は、第一項の規定に違反して運送をした貨物が、前条第一項の規定により当店が知ることができた貨物と異なるときは、当店は、荷主に対し、その貨物を運送することを拒絶することができます。

156　荷主は、第一項の規定に違反